

騒音規制法、振動規制法、県条例についての届出書一覧

騒音規制法に係る届出一覧

様式名	届出の必要な場合	提出時期等
1 特定施設設置届出書	指定地域内に特定施設を設置しようとする者	設置工事の開始30日前まで
2 特定施設使用届出書	・新たに指定地域となった際、現に特定施設を設置している者 ・新たに特定施設となった際、現に指定地域内に特定施設を設置している者	指定地域となった日、又は特定施設となった日から30日以内
3 特定施設の種類の数変更届出書	特定施設の種類の数を変更するとき(他種類の特定施設を新設するときも含む)	変更にかかる工事の開始30日前まで
4 騒音の防止方法の方法変更届出書	騒音の防止方法を変更するとき	変更にかかる工事の開始30日前まで
5 氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	・氏名、名称、住所、法人は代表者氏名に変更があったとき ・特定工場等の名称、所在地に変更があったとき	変更の日から30日以内
6 特定施設使用全廃届出書	特定施設のすべての使用を廃止したとき	全廃の日から30日以内
7 承継届出書	・特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき ・相続、合併があったとき	承継があった日から30日以内
8 特定建設作業実施届出書	・指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者	作業開始の7日前まで

振動規制法に係る届出一覧

様式名	届出の必要な場合	提出時期等
1 特定施設設置届出書	指定地域内に特定施設を設置しようとする者	設置工事の開始30日前まで
2 特定施設使用届出書	・新たに指定地域となった際、現に特定施設を設置している者 ・新たに特定施設となった際、現に指定地域内に特定施設を設置している者	指定地域となった日、又は特定施設となった日から30日以内
3 特定施設の種類の数変更届出書	・特定施設の種類の数を変更するとき(他種類の特定施設を新設するときも含む) ・使用の方法を変更するとき	変更にかかる工事の開始30日前まで
4 振動の防止方法の方法変更届出書	振動の防止方法を変更するとき	変更にかかる工事の開始30日前まで
5 氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	・氏名、名称、住所、法人は代表者氏名に変更があったとき ・特定工場等の名称、所在地に変更があったとき	変更の日から30日以内
6 特定施設使用全廃届出書	特定施設のすべての使用を廃止したとき	変更の日から30日以内
7 承継届出書	・特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき ・相続、合併があったとき	承継があった日から30日以内
8 特定建設作業実施届出書	・指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者	作業開始の7日前まで

新潟県生活環境の保全等に関する条例にかかる届出一覧

様式名	届出の必要な場合	記入例
1 騒音又は振動に係る特定施設設置(使用)届出書	・指定地域内に特定施設を設置しようとするもの ・新たに指定地域となった際、現に特定施設を設置している者 ・新たに特定施設となった際、現に指定地域内に特定施設を設置している者	・設置工事の開始の30日前まで ・指定地域となった日、又は特定施設となった日から30日以内
2 騒音又は振動に係る特定施設の種類の数変更届出書	特定施設の種類の数を変更するとき(他種類の特定施設を新設するときも含む)	変更にかかる工事の開始の30日前まで
3 騒音又は振動の防止方法変更届出書	騒音又は振動の防止の方法を変更するとき	変更にかかる工事の開始の30日前まで
4 氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	・氏名、名称、住所、法人は代表者氏名に変更があったとき ・特定工場等の名称、所在地に変更があったとき	変更の日から30日以内
5 特定施設(有害物質使用特定施設)使用廃止届出書	特定施設のすべての使用を廃止したとき	変更の日から30日以内
6 特定施設(有害物質使用特定施設)承継届出書	・特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき ・相続、合併があったとき	承継があった日から30日以内